

## 令和3年第11回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和3年11月24日（水曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志  
学務課長 直井 徹  
保健給食課長 大野 篤彦  
指導課長 大越 茂  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
子ども青少年課長 香取 美弥  
生涯学習課長 染谷 和之  
スポーツ振興課長 豊島 寿  
文化芸術課長 飯山貴与子  
図書館課長 長塚 逸人  
ふじしろ図書館副参事 蛭原 雅己  
ふじしろ図書館課長補佐 堀口 彩子
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友  
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子  
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題  
議案第57号 取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金（第2期）交付要綱について  
報告第28号 令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）

- 報告第29号 令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）
- 報告第30号 令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（指定管理者の指定について（取手市立福祉会館に係るもの））
- 報告第31号 令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（指定管理者の指定について（取手市立市民会館に係るもの））
- 報告24 寄附の受け入れについて
- 報告第32号 令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）所管事項の同意について）
- 報告25 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
- 協議3 取手市子ども読書活動推進計画第3次（案）について

## 8. その他

- (1) 12月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前9時30分開会

### ○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第11回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定することとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。6点ほど報告をさせていただきます。まず1点目が、オンライン授業児童生徒アンケートの結果についてということでございます。9月1日から9月30日まで臨時休業期間に実施しましたオンライン授業について、児童生徒を対象にしたアンケートを実施したところでございます。アンケート結果は学校にも提供しまして、今後の児童生徒1人1台のタブレット端末を活用した学習指導等の充実に生かしていくところでございます。

アンケート結果がその下に記載しているところでございますけれども、質問1で「タブレットパソコンを操作して、Teamsの自分のクラスに入れましたか。」ということなんですけれども、おおむね入れたということなんですけれども、若干、お家の人に

お手伝いをしていただいたという状況があります。あと、質問の2番目で「授業は、分かりやすかったですか。」という質問なのですが、これは若干課題もあるかなということで、分かりやすかったという子どももいらっしゃいますけれども、どちらかというところとわかりにくかったという指摘もあって、特に中学生のところは若干気にはなるところです。あと、全くわからなかったという子どもたちもいることなので、この辺りをどうやって改善というか、対応していくかということは課題かなというふうに私自身は思っています。あと、質問の3で「先生に質問ができましたか。」という項目があって、この辺も少しオンライン授業での課題ということで、少しはできたけれども、全くできなかったという生徒、特に中学生で37%いるということが、やはり双方向と言いながら、なかなか質問は子どもにとってはできにくかったなという状況、時間の関係もあったと思うんですけれども、そういった状況がございました。

ただ、オンライン学習のいいところもあって、やはり何度も復習できるとか、学習に集中できる、自分のペースで学習ができる、こういった指摘があるところなので、よく言われることなのですが、オンライン学習の功罪というところがありますので、強みのところと若干の課題がありますので、そこら辺の課題について、どうやって対応するかということを考えていく必要があるかなと認識しているところでございます。

続いて2点目、生ごみ処理機設置に伴うデモンストレーションの実施についてということで、市のほうで第二次取手市地球温暖化防止実行計画の取組の1つとして、生ごみの減量及び堆肥化推進を目的に、実証実験として取手西小学校に生ごみ処理機を導入しているところでございます。現在、取手西小学校の給食室北側に生ごみ処理機を設置しまして、学校給食で調理する際に出た野菜くず、また残菜です。また給食で食べ切れなかった残食について、この生ごみ処理機を活用しまして、ごみの減量化及び堆肥化を進めているところでございます。11月12日（金曜日）には、市の環境対策課が実施しました生ごみ処理機導入のデモンストレーションと並行しまして、食育の話や給食の残食と地球温暖化の講話など小学校4年生の総合学習の授業として取り入れ、食育や環境についての学習を実施したところでございます。

3番目です。生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業に係る研究推進指定校についてということで、県の教育委員会からの推薦を受けまして、社団法人日本学校歯科医師会が主催する、生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業の一環として、寺原小学校が研究推進指定校に選出されたところでございます。研究期間は、令和3・4年度の2か年ということです。寺原小学校では、自らの健康に気づき、考え、生涯を通じて実践できる児童の育成を研究主題として、来年の11月に研究の成果を発表することを計画しているところでございます。

4点目でございます。旧取手宿本陣臨時公開と水戸藩主直筆掛軸の特別公開についてということで、こちらについては11月1日から7日までJR取手駅とJOBANアトライン協議会による「駅からハイキング」が実施されたところでございます。このコースに旧取手宿本陣染野家住宅が入ったことから、臨時公開ということで11月1日から4日にかけて臨時公開をいたしました。また、それとともに11月5日から7日、12から14日、19日から21日までを含めて、本陣染野家の御子孫が所蔵いたします、水戸藩主直筆の掛軸の特別公開を行ったところでございます。それぞれ貴重な

史料ということでございますけれども、臨時公開、掛軸特別公開時の本陣の来場者が939人ということで多くの方に御覧いただいたところでございます。

5点目、第22回取手市民グラウンドゴルフ大会ということで、11月3日、文化の日に北浦川緑地において、2年ぶりとなります市民のグラウンドゴルフ大会が開催されたところでございます。当日は非常に好天に恵まれまして、124名の参加者が出てございます。全員が24ホールを回って、ホールインワンも出たという、久しぶりの大会に盛り上がったところでございます。優勝者がスコア54というのは、かなりハイレベルの成績でございますよね。参加者からは「天気もよく、久しぶりの大会で皆さんと楽しくプレーができました。」などの好意的な感想が出たところでございます。

6点目です。取手市家庭教育学級全体研修会ということで、11月1日に、取手市教育総合支援センターに所属しますスクールカウンセラー・スーパーバイザーとして活躍していただいている藤原一夫先生をお招きいたしまして、家庭教育学級全体研修会を開催したところです。講演は「脳科学を活かした子どもへの対応」と題しまして、様々な日々の問題が実際は「からだの脳」「学習の脳」「心の脳」との関わり出ているんだということです。それに対して適切に対応していくことで、解決が図れるのではないかというお話を伺いました。先生は参加者の間を回って、問答を繰り返す形で語りかけるように温かくお話をさせていただきました。その中で、コロナ禍の状況の中で、親も子も大きなストレスを抱えて解消できずに大変な生活をしている私たちに、「こうあるべき」の押しつけではなく、脳と心と体との関連で先生の話をお伺いしました。保護者にとっても受け入れやすく、分かりやすかったという御好評をいただいております。

以上で私からの報告は終わりにさせていただきます。

これより本日の議事に入ります。

議案第57号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金（第2期）交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

#### ○学務課長（直井 徹）

議案第57号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金（第2期）交付要綱について御説明させていただきます。提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため小・中学校が臨時休業となったことを受け、給食を中止したことにより、保護者が負担した要保護・準要保護児童生徒の昼食への補助金を交付するため、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金（第2期）交付要綱を制定し、昨年度実施した昼食費補助金を本年度も実施するものです。本年9月1日から9月30日までの分散登校期間も含めた臨時休業期間中の給食実施予定日の日数から、当該対象児童生徒が分散登校期間中に給食の提供を受けた日数を差し引いた日数に300円を乗じた額を支給いたします。

支給対象者数及び1人当たりの支給金額につきましては、7ページの参考資料を御覧ください。支給対象者は、上の表にありますとおり小学校511人、中学校302人、合わせて813人です。1人当たりの支給金額は、下の表にありますとおり、9月1日から30日までの給食実施予定日数20日から、分散登校期間中にそれぞれの児童生徒が実際に給食を食した日数を除いて4,800円から6,000円となります。分散登校期間中につきましては、登校指定日は2日ずつでございましたが、それぞれの事情

により4日間全てを登校して給食を食した児童生徒もあれば、4日間全てを登校しなかった児童生徒もあることから、このような計算で支給を行います。支給までの流れや要綱の構成につきましては、昨年度実施したものを踏襲しておりますので、条文の詳細については説明を省略させていただきます。支給時期につきましては、年内に振り込めるよう手続を進めてまいります。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件に対しまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。こちら、実際に振込の手続ですけど、年内にと課長のほうから御説明ありましたが、12月に入ってから保護者にお知らせされて、それから振り込みという流れになるもののでしょうか。

○学務課長（直井 徹）

お知らせにつきましては、本日要綱のほうを議決いただきましたら、至急発送する予定であります。そして手続を進めまして、年内の振込を行います。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり決定いたしました。

報告第28号、令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第29号、令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）、以上2件は類似した内容のため一括議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。報告第28号と29号、あわせて御説明いたします。取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、また、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

提案理由は、令和4年度から、取手市立福祉会館及び市民会館を国民の祝日に関する法律に規定する休日においても開館することとしたため、本条例の一部を改正

するものです。改正することにより、令和4年度は元日を除き、15日間の祝日開館となります。これにより、利用者の利便性向上につながると思っております。また、市民会館は、毎週月曜日を休館日としておりますが、月曜日が祝日の場合は、その直後の休日でない日を休みといたします。説明は以上となります。

**○教育長（伊藤 哲）**

本件につきまして説明は以上です。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。以上で質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第28号及び報告第29号を順次採決いたします。お諮りいたします。報告第28号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって報告第28号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。報告第29号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、報告第29号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第30号、令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（指定管理者の指定について（取手市立福祉会館に係るもの）、報告第31号、令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（指定管理者の指定について（取手市立市民会館に係るもの）、以上2件は類似した内容のため一括議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

**○文化芸術課長（飯山貴与子）**

報告第30号、指定管理者の指定について、令和3年度末をもって指定管理の期間が終了する取手市立福祉会館、そして報告第31号、取手市立市民会館についてあわせて説明させていただきます。提案理由は、設置の目的を効果的に達成するため指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。指定管理者は、公益財団法人取手市文化事業団となっております。令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間の指定となります。なお、公益財団法人取手市文化事業団の設立目的は、市民に対し優れた芸術文化活動の奨励、育成を図り、両会館の健全な管理運営を行うものとしております。説明は以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。以上で質疑，御意見を終結いたします。

これより，報告第30号及び報告第31号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第30号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって，報告第30号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。報告第31号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって，報告第31号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

報告24，寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは報告24，寄附の受け入れについて報告をいたします。寄附者については，寺原フラワーロード協力会となります。寄附の内訳は，現金68万7,991円です。

寄附の経緯についてです。寺原フラワーロード協力会は，長年，寺原地域で活動されている住民有志の団体で，樹木の手入れや草刈り，清掃活動など，これまで地域の生活環境向上のために精力的に活動してこられました。その功績により，平成23年には市の善行表彰も受章されております。また，同会会員の中には，寺原小学校のPTA会長やスクールガードボランティアを長年務めるなど，寺原小学校とのかかわりが深い方々もおられます。このたび，寺原フラワーロード協力会として，コロナ禍で苦勞する地域のために何かできないかとの思いから，地域の学校として愛着がある寺原小学校のために御寄附をいただいたものです。

寄附金は，令和3年10月25日（月曜日）に受領をさせていただきました。また同日に，寄附金贈呈式を行いまして，寄附金を受領するとともに，教育委員会感謝状を贈呈いたしました。いただいた寄附金につきましては，教育費寄附金として，令和3年度一般会計補正予算に計上し，寄附者の御意向を尊重して，寺原小学校の備品購入などに充てる予定です。なお，本件の補正予算計上及びその内容については，この次に報告します報告第32号にて御説明をいたします。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて報告24の質疑，御意見を終結い

たします。

以上で報告24の議事を終わります。

続いて報告第32号、令和3年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）所管事項の同意についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

#### ○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

報告第32号について、御報告をいたします。令和3年第4回取手市議会定例会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを御報告いたします。

それでは、まず資料の32ページ、一般会計12月補正予算（案）の概要資料を御覧ください。ここでは、今回の教育費に関する補正予算のポイントについて触れさせていただきます。この資料の冒頭に、今回の補正予算の基本的な考え方として4点記載がされております。この中で教育費に関するものとしては、1点目のふじしろ図書館空調設備改修事業、それと4点目の債務負担行為の設定を行うものがございます。なお、債務負担行為については、年度当初から定期的実施される施設の保守点検や管理業務等の契約についての予算が主なものになることから、ここでの説明は省略させていただきます。こちらにつきましては、資料38ページから44ページの令和3年度12月補正債務負担行為補正資料にて、後ほど御確認いただければと思います。

次に、33ページの中段に、主な歳入補正の内容の欄に教育費寄附金の記載がございます。こちらは、教育行政に役立ててほしいという趣旨の寄附が2件ございました。寄附者は、市内在住の個人の方及び先ほど御報告しました寺原フラワーロード協力会となります。寄附金合わせて2,068万7,000円は、教育費寄附金として計上させていただきます、それぞれの寄附者の意向に沿って活用するため、教育費の各事業の歳出の項目で充当をさせていただきます。

それでは、ここからは教育費の各事業に関する補正予算の内容について御説明いたします。資料は戻りまして6ページ、補正予算書の第1表、歳入歳出予算補正の教育費の項目を御覧ください。歳出全体の欄にある補正額全体の額7億5,333万円のうち、教育費は1億752万6,000円で、市全体の補正予算総額に対する割合は約14%となります。

次に7ページ、第2表、継続費補正を御覧ください。冒頭に触れました、ふじしろ図書館の空調設備を更新するための改修工事費となります。全体の事業費ベースで見ますと、教育費の歳出補正の中でも最も大きなものとなりまして、総事業費は1億5,000万円となります。ふじしろ図書館は、開館から18年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、令和3年度に実施設計を行い、令和4年度当初予算に工事費を計上する予定でしたが、安定稼働が危うい状況となりまして、早急な改修が必要なことから予定を前倒して工事を実施するものです。また、令和4年6月、既に予定されております図書館システム更新時期に合わせて改修工事を実施することで、休館日数を短縮するため、令和3年度から工事の準備行為を行う必要があることから、2か年にわたる継続費の設定を行います。なお、年割額のうち、初年度分



の経費6,900万円については公共施設整備基金繰入金及び合併特例債より充当いたします。

次に、ここからは、その他の歳出補正の主なものについて御説明いたします。資料は16ページを御覧ください。教育情報機器整備に要する経費355万8,000円については、項目が2点ございます。1点目は、市内小中学校においてオンライン授業を行う際に、教室の様子と教員の音声をより鮮明に配信する必要があるため、解像度の高い外付けウェブカメラを110台購入するものです。事業費は155万8,000円となります。財源は寄附金の一部を充当いたします。2点目は、通信環境がない家庭に対して、モバイルWi-Fiルーター200台を購入し、貸出し事業を行うことで、ギガスクール構想を推進するものです。事業費は200万円となります。財源は、補助率10分の10の公立学校情報機器整備費補助金より充当いたします。

次に、16ページ下段から17ページにかけての特別支援教育に要する経費47万9,000円については、学習障害のある児童生徒を早期に発見し、対応に当たるために、4種類の検査セットを6中学校区ごとに1セットずつ購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、教育総合支援センターに要する経費64万5,000円については、教育総合支援センターの相談業務を担う職員のスキルアップを目的として、日々の相談内容に対応したDVD教材54万5,000円を購入いたします。また、センターに通っている児童生徒が利用する児童用図書の一部を更新するため、新規に図書購入費10万円を計上いたします。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、学力向上推進事業に要する経費28万6,000円については、教職員の指導力向上を目的としたオンライン研修を充実させるため、受講者の意見等を可視化しながら共有できるよう大型モニターを購入し、藤代庁舎の会議室に設置するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、小学校管理に要する経費798万4,000円については、小学校において支援を必要とする児童数の増により、教育補助員の報酬を計上するものです。

次に、17ページ下段から18ページにかけての小学校教育設備及び教材費に要する経費813万8,000円については、学校図書館に整備する図書を新たに購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、小学校コンピューター整備に要する経費70万7,000円については、寺原小学校においてICTを活用した授業を推進するため、電子黒板とプロジェクター等を購入するものです。財源には、寺原フラワーロード協力会からの寄附金を充当いたします。

次に、中学校教育設備及び教材費に要する経費378万6,000円については、小学校と同様に、中学校の学校図書館に整備する図書を新たに購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、要保護・準要保護生徒就学奨励費71万9,000円については、特別支援学級に就学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための補助事業において、当初想定した認定数に不足が見込まれるため計上するものです。財源には、補助率2分の1の特別支援教育就学奨励費補助金より充当いたします。

次に、19ページ、放課後児童対策事業に要する経費571万4,000円については、10月1日より民間業務委託を開始した取手東小学校、高井小学校、藤代小学校の放課後児童クラブ3施設の支援員、補助員36名のうち、民間への移籍を希望しなかった

10名について、引き続き市の支援員として利用児童数の多いクラブや、配慮が必要な児童が在籍するクラブへの配置替えを行いました。これにより、今回不足する支援員報酬及びこれに付随する共済費等について計上するものです。財源には国県の子ども・子育て支援交付金より充当いたします。

次の図書館管理運営に要する経費については、継続費で説明しましたので、省略いたします。

最後に20ページ、埋蔵文化財センター活動に要する経費561万円については、現在使用している展示ケースに照明機能がなく、経年劣化により適切な資料管理ができないことから、新たに照明付きの展示ケース3台を購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

教育委員会所管事業の説明は以上となります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件に対しまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。2件ございます。まず1件ですが、17ページ、教育総合支援センターに要する経費ということで、教育総合支援センター用の備品、その中にはセンターに通う子どもたち向けの図書の充実ということで図書の購入ということのお話がありました。学校に通うことがなかなか難しいお子さんが通うところとして、教育総合支援センターにそういった施設もございますが、取手市にはもう1つ、青少年センターというのがございます。そちらのほうに、過日、私ちょっと用事があってお邪魔したときに、ちょうど相談に来ていた方々がお見えになられて、特別青少年相談員の方が御対応されておりました。青少年センターのほうに行くたび思うんですけど、本であるとか、資料であるとかが少し古いものが置いてあったり、充実していないなというようなところもございます。もし、同じように教育相談の拡充ということをお考えでしたら、教育総合支援センターと同じように青少年センターのほうにも御配慮いただければなと思います。

もう1点、同じく17ページの学力向上推進に係る経費として、デジタルテレビの購入ということで、こちらは先生方のオンライン研修用ということで、大型のものを御購入ということでしたが、藤代庁舎の会議室に置かれるということですが、これは今、社会教育のほうでも市の社会教育団体、様々な社会教育団体がコロナ禍で自分たちは何ができるだろうというようなことを模索しておりまして、オンラインでの交流というのを各団体盛んに行われています。オンラインサロンというようなのを開催して、これも過日参加させていただいたんですけど、福岡のほうであるとか、千葉のほうであるとか、そういった方々とまちづくりのお話をされておりました。そういった市民団体のほうへも貸出しするようなことはあるのでしょうか。そちらのほうお願いします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

2点御質問いただきました。まず1点目は、生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（染谷和之）

生涯学習課の染谷です。お答えします。委員が言っている生涯学習のほうでも、いろいろオンラインとか地域交流の場がだんだん増えてくると思います。できれ

ば、私ども生涯学習課のほうでも、いろいろコミュニティーの拡大に向けて利用できればよいなどは考えております。

**○教育長（伊藤 哲）**

教育総合支援センターとの情報交換とかを行っていますので、こういった活用の仕方あるかということは、改めて協議していきたいと思えます。

2点目、こちらのほうは指導課ですかね。指導課長。

**○指導課長（大越 茂）**

指導課、大越です。お答えいたします。今回の補正予算を使いまして、藤代庁舎のほうに大型のモニター55型を想定しております。それを2台購入する予定でございます。まず1台は、この301会議室、こちらで定例の会議等もございまして、そういった場でも使わせていこうかなと思っております。もう1台につきましては、1階の大会議室に設置する予定で、窓口のほうと今調整をしているところでございます。当然、教育委員会の予算で買うものなのですが、やはり様々なところで活用していただけないのが望ましいことと考えておりますので、今後、各関係団体ともそういうお話があったときには、前向きに検討して対応してまいりたいと考えております。以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第32号を採決いたします。お諮りいたします。報告第32号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、報告第32号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告25、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

よろしくお願いたします。報告25、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてでございます。御手元の資料1ページを御覧ください。前回も定例会で御報告させていただきました、夏休み明け生活アンケート調査についてです。9月27日に分散登校を開始するとともに、このアンケート調査を実施しておりまして、現在も継続的な児童生徒の支援を行っています。不登校生徒だった児童生徒がオンライン学習に参加することによって、現在も放課後に学校と家庭を結んで交流を継続しているといった報告も受けております。しかしながら、教育相談部会等、またセンターに寄せられている相談の件数もなかなか減少しない方向に行っております。具体的には、家庭環境の変化によるもので、やはり悩みや心の不安を抱えている児童生徒が目立っております。具体的には、家庭環境の急激な変化に伴って、心と体のバランスが乱れているといったところ、さらに具体的に確認をしていったところ、児童生徒からはこの四角の中のような内容が相談の内容として挙げられています。中

でも、家庭環境の変化といったところに悩みを抱えている児童生徒が多いことがわかりました。事案に応じてなんですが、茨城県の事業でもあるカウンセリングアドバイザー派遣事業、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー活用事業といったものを活用して、県のほうから専門家の派遣を依頼して、学校と市教委、専門家で一つ一つの該当する事案に対して、現在も対応しているところです。

また、分散登校が始まったときに面談を実施したんですが、面談を実施したときにはなかなか話ができなかったものの、後日、これは小学校なんですが、先生に相談したいことがありますといったところで、面談とは別日に児童のほうから相談があったといったところ、そこを保護者等と確認をしていったところ、なかなか表面には見にくい、見えにくい背景が分かったといったケースもございました。今後、小さな変化といったものを複数の教員で確認し合い、積極的な面談を継続していくことで、チームで子どもたちの様々悩み、不安に対応していきたいと考えています。

また、夏休み中のSTOPitの件数は7件ということで、こちらのほうは当然、中学生が対象なんですが、学校再開への不安、夏休み中の友人関係のトラブル、塾への不安、親、保護者の健康への不安等々、相談が入ってきました。現在ですが、ほとんどの学校が終わっているんですが、市内の小中学校においては定期面談を実施しております。当然のことながら、子どもの心身の成長のほかに学業に関すること、学校生活への不安等について、学校と保護者で共有を図っているところです。

また、先ほど報告させていただきましたアンケート調査ですが、現在、この面談から継続的な支援が必要な児童生徒について追跡調査を行っております。具体的にどんな相談業務が増えているのか、また、継続的な面談が必要な児童生徒はどの程度いるのかといったところを今、追跡調査を行っております。

続いて、2番の研修についてです。①番、11月5日に、教育相談主任研修会を実施しました。講話は、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの谷口先生に御講話いただきました。内容は、子どもの不適応行動と教育相談、発達障害や愛着障害に特化した研修を行いました。各小中学校では、こういった問題を抱える対応に不安を抱えている先生たちも多いといったところから、もう一度、基礎的な知識の構築といったところからスーパーバイザーに講話をいただきました。このほかに学校から依頼があれば、教員研修の中で、藤原スーパーバイザー、谷口スーパーバイザーが学校に出向いて研修を行っているところです。その資料が次のページからございますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

続いて②、生徒指導主事研修会の開催予定です。来週の火曜日、30日ですが、茨城県県南教育事務所学校教育課生徒指導班の指導主事をお招きして、校内の生徒指導における初期対応について、中でも問題行動や虐待、自殺企図等発生時における他機関との連携について講話をいただきながら、当日、演習も行います。当初、生徒指導主事だけの参加ということでもあったんですが、他機関との連携といったところから、学校の窓口でもある小中学校の教頭先生にもスケジュールが合えば参加をしていただくようなことで依頼をかけました。

以上、報告を終わります。よろしくお願いたします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

御説明ありがとうございました。3点ほどあるんですけど、1つは面談を積極的にやって、チームで対応するというので、とてもいいと思うんですけども、今、全員担任制やチーム指導制に取手市はなってきた、このチームでの対応とか面談がこういうところがうまくいっているとか、こういうことが課題だというのがあったら教えてください。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

はい。中学校においては、面談者を選択するということがございます。このことについては今年度も継続しております。

**○教育委員（石隈利紀）**

なるほど。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

中には保護者の方々、学年にもよって相談内容が違ってくると思うんですが、進路に向けた方向性であるとか、そういったものに関しては、やはり窓口の先生、学年主任を選択するであるとか、あとは子ども、生徒にとって話しやすい先生にといいるところが面談の選ぶポイントになってくるかなと思います。課題と成果が同じような表現をさせていただくんですが、やはり情報の共有といったものが非常に大切になってきます。ここは面談が終わった後に、学年主任が中心となって、学年の課題として情報共有しているということをお報告しております。以上です。

**○教育委員（石隈利紀）**

ありがとうございました。とても積極的にやっけていらっしゃると思います。全員担任制になって選べることは本当にいいことですし、何か相談する相手が複数いるというのはとてもよくて、担任とか決まった人だけが相談相手だと、そこがうまくいかなかったら、もうそこで止まってしまうので、全員担任制、チーム指導制、改めていいなと思います。

2点目は、11月の定期面談なんですけど、これ確認なんですけど、基本は保護者面談ですか。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

3者面談です。

**○教育委員（石隈利紀）**

3者面談、いいですね。私も3者面談がいいと、どこに行っても言っているんですけど、3者面談こそ究極の本人参加型のチーム援助なんです。子どもがいて、保護者がいて、担任がいるので、3者面談で子どもが今どんなことを頑張っているのとか、どんなことを困っているのと聞きながら、担当の先生や保護者の方が、あなたはこんなことを頑張っているねというポジティブなフィードバックをすることがとてもいいと思うので、特に特別な支援ニーズがある子どもの3者面談は、もうそうされているかもわかりませんが、ちょっと長めにして、時間最後にして、養護教諭やスクールカウンセラーにも入ってもらおうとかすると、もう本人が入っているチーム援助がここで自動的にできてしまうので、ぜひ3者面談は小中ともに積極的にやっていただければと思います。

3点目ですけど、生徒指導主事研修会で教頭先生に入ってくださいのはとてもいいことで、いろいろ学校の様子を聞いてみると、教育相談、生徒指導においても、

教頭先生がコーディネーターであることが極めて多いので、もう教頭先生は基本的にはお忙しいので時間が大変なんですけど、こういう教育相談、生徒指導のときにはもう原則来てもらうというのが私はとてもいいと思っています。これはもう感想です。

**○教育長（伊藤 哲）**

ありがとうございます。

猪瀬委員。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

御説明ありがとうございます。このSTOPitの相談の件数の中で、親の健康への不安という質問が出ていまして、これって、よく聞くヤングケアラーとかそういうような問題だったんでしょうか。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

実際にはヤングケアラーに関するのではなく、保護者、自分の親の健康に関する不安の相談といったところで、保護者が御家庭でちょっと後ろ向きな発言をすることに対して、子どもがそれを聞くことによって自分自身も不安になってしまうといったところになります。主に病状というか、そういったところですか。以上です。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

ありがとうございます。よくテレビとかで、そういうヤングケアラーとかいろいろな問題があるので、市内でもそういう問題が出てくるのかななんて思いまして。ちょっと内容が変わってしまうんですけど、市内ではそういったことというのは、相談というのはあったりするのでしょうか。

**○指導課長（大越 茂）**

ヤングケアラーのことについてお話をさせていただきます。まず昨今、このヤングケアラーの問題というものが大きく取り沙汰されているところなんですけど、今、学校におきましては、遅刻してくるお子さんがいないかどうかということ、そのお子さんに偏りが見られないかどうかとか、あとは日中の子どもたちの表情、そういったところから、先生方にはそういう可能性があるかもしれないということで、子どもたちの見取りをお願いしているところでございます。このヤングケアラーのことについての報告というところは、学校のほうからは現在上がっておりません。以上です。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

ありがとうございました。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。

小谷野委員。

**○教育委員（小谷野守男）**

本当にいろいろ御説明ありがとうございます。9月いっぱい休みになりまして、10月から一般的に学校も平常に動いているような状況があるんですけど、それにもなって学校内が、例えば今まで1学期に行っていた行事を2学期にやって、しかもそれが2学期にあるものも2学期にやってというふうなことなので、この期間が大変な忙しさになっているんですね。それでも、先生方は一生懸命動いているのか、弱音を吐かずに頑張っているような感じなんですよ。これはちょっと心配なんですね。そういった中で、こういった研修会がいいタイミングで出されていること

は、先生方が自分のことはどうなんだろうということを考える、すごくいいきっかけになっているような気がするんです。ですから、タイムリーな部分だなというふうに自分は思うので、今後の中でもこういった部分はぜひ頭に入れて計画をさせていただけないかなというようなことを強く感じます。校長先生あたりも多分、いろいろな意味で先生方をまとめたり、それから行事を運営して、結果を見て、心配をしてというようなことの繰り返しなので、かなり疲れると思うので、この管理職のケアもちょっと教育長先生も含めてお願いできればなんていうことを、今ちょっと思っているものですから、意見なんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

2点追加なんですけど、1点目は、先ほど猪瀬委員から出ました親の健康への不安とか、それと関連して両親の不安の声、心配とかというのは、コロナ禍で親と一緒に過ごす時間が増えたことの結果の1つだと思うんですね。これはもう逆に言うとチャンスなので、学校のほうでも授業で、例えば親の健康であれば、これは保健体育になるかもしれませんが、生まれてから亡くなるまでの心と体の健康とか発達について、中年期はこうで、老年期はこうで、中年期はこういう愚痴が出るとかも含めて、健康的な問題があるというのを学ぶすごくいいチャンスだと思います。

両親の不安とか両親の口論というのは、これはよく出ます。これは不和ではなくて、両親のけんかかって、今まで余り見たことのない子が、コロナ禍で一緒に過ごすことで見るが増える可能性がありますね。だから、それは両親は子どもの前でけんかしてはいけないではなくて、両親はこういうことで頑張っているとか、子どものことを心配していて、あなたが身内で信頼できるから側で自由に話しているのかなとか、こういうことも授業で話題にされたいと思います。

実は、これは極端な例と言うとあれですが、東日本大震災の後、避難所とか、あるいは仮設に行って、小さい場所に住むようになった後、こういうのが東北のほうでも出まして、そういう先生方の相談に乗ったことがあるんですけど、今までは大きな家に住んでいて、子どもは御飯食べたら2階の子ども部屋に行ってゲームやっていて、親は下で喧嘩しているので見ていないんですね。これが小さな家になると、もう見ているので、急に不安になってくる。だから、それはもう特定の子の相談ではなくて、みんながそういうニーズがあるので、ぜひ授業とかで取り上げて、そういうのがあるよとか、でも心配だったら、どうしたのって親に聞いてみたらというのをされるといいなと思います。これが1点。

もう1点、今、小谷野委員が言われた職員のメンタルヘルスと管理職のケアがすごく大事で、コロナ禍で本当に先生方は大変だったし、管理職もとても大変だったから、短期間で意思決定しなきゃいけないですね。これはこうする、これはこうすると、それがかなり蓄積されてきて、今、コロナ禍が収まってからちょっとほっとすると、どっと出るような時期なので、それぞれ市町村のやり方があると思いますけど、教員が休みをとりやすくなるとか、管理職にもぜひ休んでもらうとか、何か教員のメンタルヘルスとか、ちょうど今考える時期に来ているので、また一緒に考えられたらと思いますが、重要な時期だと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。小谷野委員からも出ましたけど、管理職含めてのメンタルヘルスは、市の衛生委員会という仕組みがあったり、また今、働き方改革を議論しているので、その管理職も含めて問題点、コロナの状況もありますので、ちょうど午後話し合う機会がありますので、また現場の声もよくお話を聞いてやっていきたいと思えます。

そのほかございますか。櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。先ほど小谷野委員、また石隈委員、ほかの委員からも出たんですが、この問題行動発生時における他機関との連携についてなんですけれど、こちらその前に発達障害の研修がありましたというような御報告もいただきました。現在、市の民生委員のほうでも、この発達障害は民生委員の研修の中に入れております。地域の中で、様々な子どもたちに接するとき、今までのように、その子の特性を知らずに接してしまうと、その子に対してかえってよかれと思ってしたことが悪いことになってしまうかもしれない。そういった観点から発達障害をきちんと学ぼうということで、市の民生委員・児童委員のほうでも発達障害の研修を受けております。

また、私の民生委員活動の中で最近聞かれたのが、先ほど猪瀬委員からもありましたヤングケアラーについても、市民の皆さんから取手市はどうかというようなお問合せをいただきました。そのとき以前に、大越課長のほうから、こういうことで学校のほうでも調査して、調査というか目をかけておりますが、結果、今のところ問題点は上がっておりませんという御報告を以前いただいておりましたので、そのように伝えておきましたが、その方が言われるには、自分がヤングケアラーではないかなと思っている子が実は地域にいます。むしろ、その子たちは学校に行くとケアからは放されるから、学校も熱心に楽しく行く、家に帰ってからがその子たちにとっては、ちょっと心が重いような状態になっているのではないかと、それが心配なんだというような御相談をいただきました。今も大越課長のほうから、学校のほうではそういった様子を見かけられないということですが、また地域でそういう声があるのも事実であります。今後もその辺も御考慮いただき、見守りを続けていただきたいと思います。

また、これもやはり地域の別の方から、放課後児童デイサービスって何なの、どういうものなのという御質問をいただき、これは教育委員会ではなくて管轄が厚生労働省の管轄のほうですから、これこれこういうやつでという御説明をしたんですけど、それに障害を持ったお子さんを抱えた方が通わせているんだけれど、どうもその施設がどうだろうと思われるようなところもあるのよというようなことで、それについては何を言う立場でもないの、お話を聞くだけにとどめましたが、現在、そういった発達障害であるとか、ヤングケアラーであるとか、また放課後デイサービスであるとか、様々な問題があって、その様々な問題が昔のように学校だけで解決できるものではなく、しかも、その扱いをちょっと間違えると、とてもナーバスな問題なだけに難しいなという問題がとて多くなっています。ですので、ぜひ学校だけで抱え込むことは決してせずに、本当に専門家、取手市には幸い教育総合支援センターがきちんとしていまして、スーパーバイザーの先生方もいらっしゃいます。また、医療のほう、また子どもたちを見守っている地域の方々、そういったところと連携をきっちりして、問題解決に取り組んでいただきたいと思います。



す。どうしても学校だと、先ほど小谷野委員からもありましたけれど、先生方が何とかしよう、何とかしようと思ってしまう。そうすると先生方の過重労働にもつながりますので、その連携をどうするかというのを今後考えていただきたいと思えます。

あともう1点、夏休み明けアンケートなんですけど、前回10月の定例会のときに、こちらのアンケート結果については、各学校での指導の参考にするためのものであって、まとめてデータ化する予定はないということをお出席の油野指導主事がおっしゃっておりました。それについて、今回の夏休み生活アンケートはデータ化する予定は分からないですけど、果たしてそれでいいのかなという疑問もあります。アンケートというのは、これは御専門である石隈先生の前で申し上げるのもなんですけど、アンケートはとっただけでは意味がなくて、それを集計して、分析して、次につなげる。取手市の教育委員会がお願いしますと言ってとったアンケートに関しては、教育委員会、教育行政につなげていくものですので、今後とっただけというようなアンケートではなく、やはり集計して、分析して、それをつなげていくような形にしていきたいなと思えます。以上です。

#### ○教育長（伊藤 哲）

2点ですかね。まず、関係機関との関係と、もう1つ、アンケート調査結果ですね。

#### ○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

関係機関との連携ですが、今、御指摘がありましたように、学校だけで抱え込まないようにといったところは、様々な機会に指導課のほうから校長先生、また教育相談主任、12月に予定されている主任者研修でも話をしているところです。中でも、学校と福祉との連携といったところは、非常に件数も多くなってきています。教育総合支援センターには、福祉に携わってこられた市の職員が今年度配置されておりますので、その職員が窓口となって市の福祉部との連携を深めております。また、児童相談所等とも深めておりますので、そこは積極的に学校のほうに発信していきたいなと思えます。抱え込まないようにといったところです。

2つ目のアンケートの分析についてです。御指摘ありがとうございます。様々な御意見がございまして、今、市が抱えているというか、非常に重要視している問題が分散登校明けの児童生徒が非常に不安定なお子さんが多いといったところもありましたので、改めてこのアンケートの中身を再度分析というか、調査をしていこうといったところで、順番は逆になってしまったんですが、今現在、その分析を進めているところです。整いましたら御報告できるかなと思うんですが、そのときにはまた御助言いただけたらと思えます。ありがとうございます。

#### ○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

本当にアンケートの御指摘ありがとうございます。アンケートを蓄積していくと、これまでの経緯がわかりますので、ぜひ。

それから、他機関との連携でもう1つ言うと、どうしても学校は教育の中心なので、学校が中心で他機関、諸機関の連携と言うんですけど、学校は子育ての機関の1つなんです。福祉もそうだし、医療もそうだし、会社もそうだし、子どもを育

てる場所は幾つかあって、チーム子育てというか、子育てする中で、学校は重要な機関の1つなので、やはり抱え込まないというのは繰り返していかないと、先生方がすごく真面目に頑張ってしまうと抱え込んでしまうので、他機関というよりも学校が機関の1つで、当たり前ですけど家庭、学校、地域の連携というふうなところ、連携というかチームというのを強調していければなと思います。

#### ○教育長（伊藤 哲）

改めてその問題は突き詰めていきたいと思います。

国の動きでも、子ども庁の関係で、子どものいろいろな問題をデータベース化するみたいな話の動きもあるので、そういったことをトータルでここでも把握するというのは非常に大切だなと。教育委員会ばかりの話ではないので、関係機関は公的機関ばかりではなくて、民間のいろいろな活動との関係を深めるということは大事なかなというのは私も認識しているところでございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 25 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 25 の議事を終わります。

続いて協議 3，取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）について議題といたします。

本件についての説明を長塚図書館課長お願いいたします。

#### ○図書館課長（長塚逸人）

それでは協議 3，取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）について、御説明いたします。提案理由といたしましては、現行の取手市子ども読書活動推進計画（第 2 次）の計画期間が令和 3 年度で終了するため、新たに令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする、取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）を関係機関と調整し、まとめております。この計画案を公表し、市民から広く御意見をお寄せいただくため、市民等に対する意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施してよろしいか、協議をお願いするものでございます。

ここから協議 3 参考資料 1，令和 3 年度子ども読書活動推進計画アンケート調査の結果概要版と、協議 3 参考資料 2，取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）の主な変更点の資料を用いて御説明させていただくところですが、その前に計画の概要としまして、計画の位置づけと第 3 次計画の基本的な考え方と期間について御説明させていただきます。

初めに、子ども読書活動推進計画第 3 次（案）の計画の位置づけについて、御説明させていただきます。子どもの読書活動の推進に関する法律では、市町村は、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、子ども読書活動の推進に関する施策について計画を策定するよう努めなければならないと規定されております。取手市における位置づけとしましては、第六次取手市総合計画（とりで未来創造プラン 2020）を踏まえた第 2 次取手市教育大綱、取手市教育振興基本計画に基づく内容となっており、平成 29 年 3 月に策定しました取手市子ども読書活動推進計画（第 2 次）を引き継ぎ、国県の子どもの読書活動推進計画の内容を踏まえたものとなっております。このような位置づけがされており、第 3 次計画では、子どもの読書の機会を増やす

ため、平成29年に開始した学校図書館－市立図書館連携事業、サービス名称「ほんくる」の推進、さらには「うちどく（家読）」の一層の推進を図り、様々な方に利用しやすいように配慮した図書の受入れを推進し、子どもの成長過程に合わせた本との出会いをサポートしていくものとなっております。

次に、第3次計画の基本的な考え方と期間についてですが、第3次計画の基本的な考え方としまして、取手市の全ての子どもたちが主体的に読書に親しむ環境と機会を得ることができるように取り組むことを基本理念としております。その基本理念を実現させるため、4つの基本方針に集約しております。1点目としまして、子どもの読書環境の充実。2点目としまして、家庭、地域、学校を通じた地域全体での取組の推進。3点目としまして、子ども読書活動に関する理解と関心の普及。4点目としまして、子ども読書活動に関わる人材の育成。以上、基本方針を4つの柱に集約し、子どもたちが読書を通じ、豊かな心を持って、たくましく成長することを目指しています。なお、第3次計画の期間を令和4年度から令和8年度の5年間と定めております。

次に、参考資料の1を御覧ください。計画書の策定に当たり、別紙、協議3参考資料1のとおりアンケート調査を行い、概要版を作成いたしました。アンケート結果から、子どもの読書活動の現状を御説明いたします。問1と問1-1の欄を御覧ください。本への興味、関心についてですが、各学校で85%以上の子どもが本を読むことに好意的であり、小さい頃から本を読んでもらった経緯が読書に親しむきっかけになっていることがうかがえます。好きな本のジャンルについては「小説・物語」が各学年で30%前後を占める一方で「マンガ・雑誌」という回答も同数程度ございました。一月に10冊以上本を読む割合は、小学校2年、5年生では40%前後と大きな割合を占めておりますが、一方でゼロ冊と回答した割合も前回調査より増えております。本を読むのに好意的でない意見としては「ほかの遊びのほうが面白い」「勉強する時間がなくなる」という理由が見受けられました。読みたいと思う本と出会うきっかけをつくり、読書の楽しさを子どもたちに伝えていく継続的な働きかけが必要と考えます。

次に、ブックスタートから始まる本との出会い、おはなし会への参加、学校訪問おはなし会での新たな本への興味の開拓など、行事の充実を図り、発達段階に合わせた蔵書の整理を基本に、きめ細やかでタイムリーな情報発信を行い、子どもたちが読みたいと思うときに本を手にすることができる環境づくりを目指していきたいと考えます。

次に、問2の欄を御覧ください。家庭での小さい頃の読書経験については、子ども、保護者ともに約85%があると回答しております。読書習慣の形成には、家庭での役割も大きく、引き続き「うちどくメール」や「よもっと」など、本の情報を発信して、保護者への啓発を図ってまいります。また、家族で感想を話し合ったりすることでコミュニケーションを図り、読解力や表現力の向上が期待できる「うちどく（家読）」の推奨も重要な取組の1つとなると考えております。

次に、問6及び問7の欄を御覧ください。学校図書室、「ほんくる」についてです。学校図書室の利用につきましては、小学校2年、5年生では「よく利用する」が50%と比較的高い数字ですが、中学校2年生では25%と低下する傾向にあります。引き続き、図書室の蔵書の充実を図るとともに、読書環境の整備、公共図書館と連携した読書意欲を喚起するような取組も必要となります。「ほんくる」の認知度

につきましては「知らない」と回答した子どもが、小学校2年生で80%、5年生で62%、中学校2年生で50%という結果でした。「ほんくる」導入から4年が経過し、さらなる周知や予約方法を学ぶ「ほんくる講座」の実施など、周知することが喫緊の課題と考えております。

次に参考資料2を御覧ください。今後の課題についてですが、最後に新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、スマートフォンの普及などにより、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。電子図書の活用の取組や普及が当面の課題となるかと考えます。このような結果を踏まえまして、資料2の第3次計画の主な変更点としまして、取組の柱というものを再編し、2次計画で5つの取組であった家庭・地域、それから2つ目として図書館、3つ目として保育所（園）、認定こども園、幼稚園等、4つ目として学校、5つ目として放課後子どもクラブとなっていたものを、4つの取組として家庭・地域・関係機関における取組、それから2つ目として図書館における取組、3つ目として学校における取組、4つ目として全ての子どもへの読書環境提供の取組にまとめました。

次に参考資料2の取組課題の統合を御覧ください。2次計画で42事業あったものを第3次計画では40事業に集約しております。

次に、参考資料2のⅢ、新規の取組（4事業）についてですが、3次計画では、新たな事業として、電子図書館の充実やギガスクール構想への対応など4事業を新たに追加しております。

以上、簡単ではございますが、取手市子ども読書活動推進計画第3次（案）の概要について、説明を終わります。

続きまして、パブリックコメントの実施について御説明させていただきます。計画案の公表につきましては、PDFファイルを市ホームページや市立図書館ホームページに掲載するほか、取手図書館、ふじしろ図書館、魅力とりで発信課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、各公民館に閲覧用冊子を配置いたします。御意見の提出に当たりましては、住所、氏名、連絡先を記載の上、ふじしろ図書館へ直接持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールでお送りいただく形をとっております。意見の受付期間につきましては、令和3年12月15日（水曜日）から令和4年1月15日（土曜日）までを予定しております。なお、市民の皆様からお寄せいただいた御意見につきましては、計画策定の参考とするほか、教育委員会の考え方とともに、市ホームページや市立図書館ホームページ、広報紙で後日お知らせする予定です。また、御意見に対する個別回答は行いません。

最後に、計画書までの今後のスケジュールについてですが、参考資料3のとおり予定しております。協議案の説明は以上となります。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

これから御意見をちょうだいするわけなんですけれども、櫻井委員のほうから、意見提出用紙で御意見いただきましたので、若干、御本人から少し付け加えることとかお話があると思うので、いいですかね、そちらのほうから。

#### ○教育委員（櫻井由子）

すみません。意見提出用紙を、意見を出してくださいというような御依頼がありましたので書かせていただきましたが、まさか定例会で、単に長塚課長が御覧にな

るだけかなと思って、書きたい放題書かせていただきました。申し訳ありません。ずっと申し上げておりますが、図書館はずっとヘビーユーザーでいつも使わせていただいております。ありがとうございます。電子図書館のほうも、ホームページのほうも蔵書検索から予約から何から活用させていただいております。

実は昨日も図書館行きて、これを提出して、新しい本を借りるために図書館行きましたけれど、お休みの日ということで親子でいらっしゃる方が見られました。私は、いつもふじしろ図書館を使わせていただくんですが、2階のふじしろ図書館の子ども向けの本のところは、親子でいらっしゃる方が本当に多くて、特にこのコロナ禍で思ったのが、お父さんとお子さんの組合せが非常に多く見られています。一番残念なのは、取手図書館もふじしろ図書館もそうなんですけれど、図書館ボランティアの方が非常に活躍されていて、読み聞かせボランティアも多く入っています。そういった方の活躍場所が、コロナでちょっと制限されているなどということが見られております。再開されるときには、今まで以上に充実した活動になるよう、こちらにも書かせていただきましたが、期待します。

ふじしろ図書館、取手図書館だけではなくて、各公民館の図書室も充実しています。ホームページで蔵書検索すると、図書館だけではなくて、どここの公民館にありますというのも出てきて、そこに借りに行くこともしばしばありますけれど、そういった公民館でもおはなし会等ができれば、さらにいいかなとも思っております。また、そのおはなし会も以前は平日のみでしたが、昨日なども親子での来館が多かったので、土日祝日と開かれるといいかなと思います。

あと、今年度と昨年度は行われなかったんですが、学校訪問の際に、各小中学校を訪問して図書館を見せていただく機会も多いんですけど、本当に各小中学校の図書司書の先生方が図書館を充実させています。また、その司書の方、あと学校の特色で、全部の図書館が画一的なものではなくて本当に面白い空間になっています。こういった空間が、自分の小中学校の頃にあったらいいなと思えるような、そういった図書館になっていますので、その辺も広報等を通じて、取手の図書館だけではなくて学校の図書室も、いろいろな図書室がある、あるいは面白いよということを発信していただければなと思います。

あと、下のほうは関係ないことをいっぱい書きました。すみません。

#### ○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。こういった形で自由な御意見いただけるとありがたいと思いますので、そのほか御意見がございましたらお願いをいたします。当然、計画案そのものもそうですし、パブリックコメントの実施の考え方についても御意見ちょうだいできればと思います。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

感想です。今、アンケートを見させていただいて、参考資料1で、問2の小さい頃本を読んでもらったというのが85%と、ちょっとほっとして、まだまだこれを維持しなくてはと思いましたが。まず、感想3点ですけど、問1「どんな本が好きですか」で、「小説・物語」「社会や生活」「マンガ・雑誌」とか、子どもたちの文字とか情報に触れる機会がかなり幅広くなっているの、マンガとか雑誌、これ悪いという意味で書いてあるんじゃないと思うんですけど、それも子どもにとっていいものたくさんありますので、そういうのも図書館、図書室に充実できるという

なと思います。特に、学習障害とかある子どもが漢字の勉強をするときに教科書では難しいので、料理のレシピの本とか、スポーツの選手の本とか、それからこの前ケースで出たのは中学生で、車が好きな子どもに自動車教習所のテキストを持ってきたら喜んで漢字を覚えたというのもあるし、本とかそういう媒体の幅を広げるといいのかなというのと、最近は子どもたち、動画とかYoutube 見てますから、Youtube で見てもその内容を本で見るとか、行ったり来たりというか、そういういろいろな媒体の中の本というのでも1つあるかなと思いました。

それからもう1つ、問7で「学校の図書室を利用しますか」というので、学年が上がると減るとというのが、とても私も心配だなと思って、先ほど櫻井委員からもありましたけど、図書室は本が置いてあるところというよりは、今はだんだん市の図書館なんかそうですけど、ラーニングコモンズとか学ばる場所という、そういう発想なので、宿題が出て図書館に行くと何かヒントがあるとか、そこで宿題を終わって帰れるとか、そういう楽しい学ばる場で、しかも友達と一緒にいけるとか、そういう学ばる場所の1つで、もちろん以前はパソコンも使えるというのが売りだったんですけど、今、皆さんタブレットがありますけど、それを図書館に持っていてもいいですし、その図書室、図書館というのを楽しい場所にするというのがもっとできればいいなと思います。

3点目、もう1つだけですけど、今日の資料の28ページに「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」で、茨城県が取組があつて、とてもいいなと思うんですけど、表彰のところでどうかなと思うのが、読書感想文というと、どうしても本が好きで、文章が好きな子どもとか、よくやれている子をより高める試みなので、裾野を広げたりするとしたら、読書感想文だけでなく読書感想イラストとか、読書感想画とか、読書感想俳句とか、文章をたくさん書かなくてもいい、とにかく本に親しんで意見を表現してくれればいいというのを取手市で幅広くできるといいなと思います。

それから、これは個人的な感想ですけど、本をたくさん読む子を表彰するのは、たくさん読んでいる子に励みになることで、読まない子には励みにならないので、これはこれでいいんですけど、裾野を広げるほうの試みで表彰というのもあると広がるなと思います。以上です。

#### ○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。今日は御意見等をちょうだいする——双方のやり取りが余り多くないんですけども、私も石隈委員おっしゃった、ほかの媒体とか、読むものばかりではない本との接し方って、すごく必要性を感じているところなので、それをどうやってこの計画の中に盛り込めるか、この前も担当とちょっと話をしたんですけど、そういう必要性も話し合ったところですので、具体の中でどうやって入れ込めるかと。あと、学校の図書室はたしかによくなってきていますけど、さらにという部分がすごくいい御意見をちょうだいしたと思います。

そのほかございますか。小谷野委員。

#### ○教育委員（小谷野守男）

意見でございますけど、私は「ほんくる」という、そのサービスをやろうということが出てきたときに、これはすごいことだなと思ったんですよ。子どもたちもきっと、これは活用がすごく増えるのではないかなと思っていたんですけど、何か思いのほかアンケートではいい結果が得られていないようで、ちょっと寂しいななん

という気持ちもあるんですけどね。

何かアイデア的なものは、取手市結構いいやつ出していますよね。これまでの状況がすごくいい方向に向いてきているのではないかと思うので、自分なんかもちよっとがっかりしたところあるんですけど、それをがっかりし過ぎないで、ぜひこれを続けていってもらいたいなど。本当に地道にやっていってもらいたいというようなことを感じます。その1つにビブリオバトルというのもあったですよね。これが今、余り聞こえてこないんですよ。こんなふうに行っているよって、コロナの影響もあるんでしょうけど、そういった意味では、いろいろな機会に図書がいいよというのを発揮できるような、そういった場が出てくるといいなというところをすごく感じていますので、引き続き図書関係の方々には大変御面倒かけますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

田中部長，どうぞ。

○教育部長（田中英樹）

それでは私のほうから、アンケート結果の「ほんくる」の認知度のところだけ説明させていただければと思います。図書館協議会というのがありまして、学校の先生とか大学の先生とかが入っている協議会の中で、市内の校長先生からの御意見がありました。今回のこのアンケート結果を受けまして、どういったことなのかなということ先生から御意見いただいたんですけども、学校にいながら図書館の本が借りられる仕組み、それから学校でもう実際に実感して、実態としてやっていることと、それから「ほんくる」という通称名ですよね。ですから、この通称名と「ほんくる」の事業そのものの制度が合致してないんじゃないかというのが、このアンケートからこういう結果になったのではないかというような御意見がありましたので、この辺を「ほんくる」という通称名の部分を、もう少しアピールといいますか、子どもたちにわかりやすく伝えられればなというふうに思っていますので、子ども読書活動推進計画の中で、どういうふうに位置づけるか、また今後どういうふうに取り組んでいくかというところを検討していきたいというふうに思っております。

○教育長（伊藤 哲）

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

学校図書館のアンケートのほうで、図書館の利用で小学校2年生、5年生はよく利用するが50%で、中学生が25%と低いですけど、私が小学校のときは結構、学校単位で何かいろいろなイベントではないけど、学校単位の中で結構本を読みましようとか通してやっていたんですが、中学校になると受験があったりとか、あと本当に読む子、読まない子の差がどうしても出てくるので、そのビブリオバトルとか、学校ホームページとかでこういうのをやりましたとか見るんですけど、そういう特色になってしまいうんですかね、小学校と中学校という——読みましようとか、身近にと広めていたのがすごく多かったかなというのが、そういう前から読んでいる子というのは、恐らく中学校になっても自然と本は好きになるんでしょうけど、先ほど石隈先生からあったように、読まない子がいたら広げるのがいいのかなというのが、こういうアンケートにも出ているのかなとは思いました。また、資料

でも、ほかの団体の方がいろいろなボランティアとかで、こうやって活動しているのが見えているので、こういうのは本当に継続してやっていていただきたいなと思いました。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

すみません。どれだけ図書館好きなんだという話かもしれませんが、実は私、旅行でそっちこっち行くと、そっちこっちの図書館に行くんですね。観光名所ではなく、図書館に行って、ここはこんな図書館かという感じで見てくるんですけど、一番感銘を受けたのが高知県の梶原町という小さな町にある、雲の上の図書館という図書館で、余りに感動したのでパンフレットをいただいて、大手館長に差し上げたぐらいなんですけど、そこは図書館が本を借りるところ、本を読みに来るところではなくて、町民の居場所になっているんですね。部活終わった中学生がお弁当を持ってきて、図書館でお弁当を食べている。あと、お母さんたちが子どもたちを連れてきて、図書館で子どもを遊ばせながらお話ししているというような、本を借りる本を読むという場所ではなくて、町民の居場所になっていて、すぐ隣が町役場なので、町役場と図書館が隣り合わせになっていて、役場に用事があったときにちょっと一休みするのに図書館の中にお茶飲むところがあって、そこでお茶飲んで帰るといような、そういう居場所のような図書館ができればいいかなと、取手市にもあればいいかなと思っています。そうすると子どもたちが別に本を読む、本を借りると気負って図書館に来るのではなく、図書館に来る、友達と話している、何か面白そうな本ないかな、ついでに借りていこうかなというところから読書がじわっと広がっていくような形の図書館が取手市もできればいいなと思ったりしています。意見です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。いろいろ御意見出た中で、せっかくふじしろ図書館の方も来ているので、何か感想なりでも結構ですから。

○ふじしろ図書館長（蛭原雅己）

ふじしろ図書館でも、いろいろな取組がコロナでできなかったんですけども、おはなし会の再開ですとか、それからボランティアさんの書架の整理ですとか、配架のボランティアさんも着々と入ってきていただいているところですので、第3次の子ども計画策定に当たりますとは、アンケートの結果を踏まえですとか、いろいろな方の御意見を踏まえまして、今後どう反映させていくか、内部でも検討させていただいて行っていきたいなと考えております。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。せっかくお見えになっているから、全員参加で。

○ふじしろ図書館課長補佐（堀口彩子）

いろいろな御意見をいただきまして、本当に参考になりました。それから「ほんくる」の充実、また「うちどく（家読）」等の取組を通じて、ますます子ども達の読書環境が整っていくような努力をしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

いろいろな可能性の問題も含めて、図書館の在り方、すごく皆さんから御意見を



お伺いできてよかったですと思います。また御意見，お話を聞いたりとか，パブリックコメントの結果も出てきますので，それを入れながらやっていきたいと思います。

あと，加えて現在，文部科学省のほうに市役所の方が割愛ということで，図書館の業務で行かれていますので，全国の情報とかそういったことも，この前もおいでいただいたんですけど，その方のお話を聞きながらまた充実，情報も少し別な質のものを入れていけるかなというふうに考えてございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

ほかに質疑，御意見ございませんでしたら，これにて質疑，御意見を終結といたします。

これより協議3を採決いたします。お諮りいたします。取手市子ども読書活動推進計画第3次（案）については，この原案の形で進めて，パブリックコメントを入れて新しい計画内容に変わってきますけれども，一応この流れの中で決めさせていただきたいと思います。

それでは，この原案のとおり進めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。協議3は，原案のとおり進めることに決しました。

以上で協議3の協議を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から御報告申し上げます。委員さんの御手元のほうに，12月の教育委員会予定行事報告表がお配りされているかと思えます。11月24日現在の予定になっております。12月の教育委員会定例会は，12月21日（火曜日）午前中を予定させていただいております。また，正式な通知については郵送でお送りしますので，御確認をいただければと思えます。

もう1点，本日夕方，放課後子どもクラブの見学が予定されております。参加される委員さんにつきましては，3時半に教育総務課のほうにお集まりいただければと思えます。報告は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

教育委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

すみません。最初の教育長報告のところにあったごみの堆肥化，これは取手西小で行っているごみの堆肥化ですけど，これは環境対策課さんが行っているもの。

○教育長（伊藤 哲）

はい。

○教育委員（櫻井由子）

すごくいいことなので，市全体で取り組めればいいかなと思うんですけど，どうなんでしょう。

○教育長（伊藤 哲）

大野課長，補足を。学校だけではなくて，学校だけで完結してないので，そのあ

たりを少し補足で。

○保健給食課長（大野篤彦）

今回、取手西小学校において、環境対策課のほうの計画の取組の1つとして、西小が選定されたわけなんですけれども、この生ごみ処理機の許容の範囲と、西小の残菜とか残食の量がうまく一致したといいますか、ちょうど条件に合ったということと、あと設置する箇所の問題も、給食室のすぐ近くにコンクリートの土台で置ける箇所と、軒下で雨等がかからないような条件、それと電気の工事が非常に簡単にできるというところから、選定が行われたわけなんですけれども、実際にこの生ごみ処理機に関しましても、決して安い金額ではないものですから、こうした環境計画への取組というのは、当然、環境対策課だけのものではないと思いますので、市全体として、こういう脱炭素社会に向けて、うちのほうも考えていかななくてはいけないのかなとは考えておる次第でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

非常にいい取組だと思います。学校で堆肥化したものを使うのと、市民の活動のほうにもその分を供給しているので、資源再利用とCO<sub>2</sub>の削減にも寄与しているみたいですけど。また今後のことも含めて、後で報告できる機会があれば報告したいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で本定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。  
令和3年第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前11時18分閉会